令和4年度社会福祉法人草津町社会福祉協議会事業計画

現在、新型コロナウィルス感染症拡大の影響により私たちを取り巻く環境は大きく変貌しており、休業や失業による生活困窮者も急増し、加えて少子高齢化と人口減少に伴い、人々のご近所付き合いをはじめとした支え合いのつながりも希薄になっています。

このような状況の中で、高齢者、障害者、生活困窮者などの支援は急務であり、さらに子供の虐待や貧困問題、老老介護や社会的孤立者の増加等、解決しなくてはならない課題は山積し複雑化しています。

国においても、地域包括ケアシステムの構築を目指し整備を進めており、住み慣れた 地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予 防・生活支援が一体的に提供される「我が事丸ごと地域共生社会」の実現を目指してい ます。

草津町社会福祉協議会は、草津町生活支援体制整備事業「協議体」においてコーディネーターとしての役割を担い、町民の困りごとを解決するための町民と協議体との懸け橋として活動を進めています。

現在行っている買い物支援バス事業や福祉有償運送事業も多くの方に利用いただいて おりますが、今後は、元気な高齢者の方々にお力をいただく、シルバー人材センターの 立ち上げも検討しています。

また、日常生活自立支援事業についても更なる需要が見込まれるなか、昨年10月に 法人後見事業も立ち上げました。

現在、新型コロナウィルスの感染拡大により私共の活動も制限されておりますが、このような状況の中でもできることを精一杯努めてまいる所存です。また、いつ起こるかわからない災害に対しても職員の研修を行い、事業の継続を始め迅速な対応ができるよう、必要な組織づくりに取り組んでまいります。

町民が住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現と地域福祉の推進のため、草津町社会福祉協議会は次の方針を持って活動にあたります。

草津町社会福祉協議会活動方針

- 1、誰もが安心して暮らせる地域福祉活動の活性化促進
- 2、包括的な支援体制の整備
- 3、ボランティア・町民活動の拡充
- 4、福祉教育の充実
- 5、災害時における事業継続と活動支援体制の構築
- 6、福祉サービスの向上
- 7、障害者福祉施策への取り組み

- 8、組織基盤と財政・経営の強化
- 9、地域における日常生活支援体制の強化

活動方針の概要

1、誰もが安心して 暮らせる地域福祉 活動の活性化促進	地域住民の参加と協力により推進されるふれあい・いきいき サロンの活動を広め、孤立防止や見守りを推進し、誰もが安心 して住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう助け合 い活動につなげます。
2、包括的な支援体制 の整備	地域住民主体による包括的な総合支援体制を確立するため 発促した、生活支援体制整備事業の協議体を推進し、様々な困 り事を解決するしくみを整え、誰もが安心して暮らしていける 地域づくりを目指します。
3、ボランティア・町民活動の拡充	ボランティア支援と活動の連携強化のため、ボランティア団体の活動をホームページや広報等を活用し、町民参加のきっかけを提供し、地域福祉推進のパートナーシップを図ります。
4、福祉教育の充実	福祉教育の推進と充実のため、学童、生徒の体験学習の機会を通じて社会福祉の理解と関心を高め、日常生活の中での相互 扶助の精神を養うとともに、講演等を行う事により地域に広がりのある福祉教育の推進に努めます。
5、災害時における 事業継続と活動支 援体制の構築	災害時における社会福祉協議会としての役割を自覚し、円滑な支援活動に向けての職員の意識向上を図り、災害ボランティアセンター等に備えるための研修や事業の継続を始め、迅速な対応が出来るよう、必要な組織づくりを推進します。

6、福祉サービスの向上

介護保険制度の改正による苦しい財政の中、事業者としての 責任と社会福祉法人としての役割を再認識し、利用者のための サービスを図り、社協として出来得る独自のサービスに努めま す。

また、障害者サービスも含め資質の向上のために、各種研修 等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めます。

高齢者サロンの「いきいきプラザ」と子育てひろば「すくすく」の複合サロンについては、交流と生きがいを持ち、利用者のニーズに応えた子育て支援と高齢者の健康推進に努めます。

7、障害者福祉施策への取り組み

障害者の生活機能強化のため、障害福祉に関する情報を提供 して障害者団体への可能な限りの援助を行っていきます。

また、障害者総合支援法による障害者サービスの資質の向上のために、各種研修等へ参加し、サービスに対応出来るよう体制整備に努めます。

8、組織基盤と財政

・経営の強化

高い公益性が求められる社会福祉法人として、組織のガバナンス強化や事業の透明性、財務規律の強化に向けた取り組みを 行います。

また、社協職員の専門性の向上と福祉団体への相談支援体制を充実させ、資金面や事業の側面支援、活動支援を行う中で連携・協働による地域福祉活動の充実強化を行います。

9、地域における日常 生活支援体制の強 化

判断能力が不十分な人々等が地域で安心して暮らしていけるための支援として、日常生活自立支援事業や生活困窮者の相談支援及び生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の整備に努めます。

日常生活自立支援事業の充実とともに、法人後見事業においても判断能力が低下した方の支援を行い、権利擁護に努めます。